

## 第18期 第5回 豊見城市農業委員会 総会

1. 日 時: 令和6年1月26日(金) 午後1時30分～午後2時02分

2. 場 所: 豊見城市役所 3階 第3会議室

3. 出席農業委員 ( 6 名)

会 長:

職務代理: 2番 上原 啓一 委員

委 員: 3番 比嘉 友明 委員 4番 比嘉 強 委員 5番 金城 朝之 委員

6番 上里 さゆり 委員 8番 金城 道夫 委員

4. 欠席農業委員 ( 2 名)

1番 瀬長 澄子 委員 7番 金城 敏満 委員

5. 農地利用最適化推進委員

東部地区: 金城 阿希乃 委員 ・ 金城 光俊 委員

西部地区: 瀬長 輝男 委員 ・ 高安 昌俊 委員

6. 農業委員会事務局職員

局 長: 新田 靖

班 長: 宇地原 健 主任主事: 長嶺 文斗

7. 議事録署名委員

3番 比嘉 友明 委員 ・ 4番 比嘉 強 委員

8. 付議すべき案件

報告第 18 号 農地転用後の利用状況の報告について

報告第 19 号 転用許可に係る工事の進捗状況報告について

報告第 20 号 転用許可に係る工事の完了報告について

報告第 21 号 現況証明願について

報告第 22 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第 23 号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

|     |    |   |                                                    |
|-----|----|---|----------------------------------------------------|
| 報告第 | 24 | 号 | 農地法許可申請の取下げ願いについて                                  |
| 議案第 | 13 | 号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                               |
| 議案第 | 14 | 号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について                            |
| 議案第 | 15 | 号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について                            |
| 協議第 | 3  | 号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の提出に係る意見決定について |

## 8. 会議の内容

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会長職務代理者 | <p>皆さん、よろしくお願いします。ただいまから第 18 期豊見城市農業委員会第 5 回総会を開催いたします。</p> <p>(午後 1 時 30 分) 開会</p>                                                                                                                                                                                                                                       |
| 会長職務代理者 | <p>本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。</p> <p>会期は、本日 1 日限りいたします。</p> <p>本日の出席委員は 8 名中 6 名で、豊見城市農業委員会会議規則第 11 条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第 3 番委員の比嘉友明委員と第 4 番委員の比嘉強委員の 2 名、また会議書記に農業委員会事務局の新田事務局長及び長嶺主任主事を指名します。</p> <p>それでは報告案件に入ります。報告第 18 号について事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局     | <p>それでは、議案書の 2 ページをお開きください。</p> <p>報告第 18 号「農地転用後利用状況の報告について」、5 件ございました。内容確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。</p>                                                                                                                                                                                                       |
| 会長職務代理者 | <p>ただいまの報告第 18 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。</p> <p>質疑がないようですので、進行します。</p> <p>次に、報告第 19 号について事務局の説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                              |
| 事務局     | <p>それでは、議案書の 4 ページをお開きください。</p> <p>報告第 19 号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」、1 件ございました。内容確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。</p>                                                                                                                                                                                                   |
| 会長職務代理者 | <p>ただいまの報告第 19 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。</p> <p>質疑がないようですので、進行します。</p> <p>次に、報告第 20 号について事務局の説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                              |

|         |                                                                                                                                      |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局     | <p>それでは、議案書の 6 ページをお開きください。</p> <p>報告第 20 号「転用許可に係る工事の完了報告について」、1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。</p>               |
| 会長職務代理者 | <p>ただいまの報告第 20 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。</p> <p>質疑がないようですので、進行します。</p> <p>次に、報告第 21 号について事務局の説明をお願いします。</p>         |
| 事務局     | <p>それでは、議案書の 8 ページをお開きください。</p> <p>報告第 21 号「現況証明願について」、5 件ございました。内容確認の上、証明書を発行いたしましたので報告いたします。以上です。</p>                              |
| 会長職務代理者 | <p>ただいまの報告第 21 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。</p> <p>質疑がないようですので、進行します。</p> <p>次に、報告第 22 号について事務局の説明をお願いします。</p>         |
| 事務局     | <p>それでは、議案書の 10 ページをお開きください。</p> <p>報告第 22 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」、今回 2 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。</p> |
| 会長職務代理者 | <p>ただいまの報告第 22 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。</p> <p>質疑がないようですので、進行します。</p> <p>次に、報告第 23 号について事務局の説明をお願いいたします。</p>       |
| 事務局     | <p>それでは、議案書の 12 ページをお開きください。</p> <p>報告第 23 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、1 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。</p>    |
| 会長職務代理者 | <p>ただいまの報告第 23 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手</p>                                                                                         |

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | <p>をしてから質疑をお願いいたします。</p> <p>質疑がないようですので、進行します。</p> <p>次に、報告第 24 号について事務局の説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 事務局     | <p>それでは、議案書の 14 ページをお開きください。</p> <p>報告第 24 号「農地法許可申請の取下げ願いについて」、1 件ございました。内容を確認の上、取り消したことをご報告いたします。以上です。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 会長職務代理者 | <p>ただいまの報告第 24 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いします。</p> <p>質疑がないようですので、進行します。</p> <p>これより議案審議に入ります。議案第 13 号について審議します。農地法第 3 条の規定による許可申請については、農地利用最適化推進委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農地利用最適化推進委員の報告もお願いをしたいと思います。では、事務局の説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 事務局     | <p>それでは、議案第 13 号について説明いたします。議案書の 15 ページから 22 ページとなります。では、議案書の 16 ページをお開きください。</p> <p>議案第 13 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、3 件の申請がございました。</p> <p>整理番号 1 番につきまして、議案書の 18 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字座安 269 番 8 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。</p> <p>整理番号 2 番につきまして、議案書の 20 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字平良 548 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。</p> <p>整理番号 3 番につきまして、議案書の 22 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字饒波 557 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。</p> <p>なお、今回の申請に当たって、新規に許可申請する農地及び既に耕作する権利がある土地について、耕作がなされているか確認するため、農地利用最適化推進委員にて現地調査を行いました。</p> <p>調査の結果について、瀬長輝男委員から報告をお願いいたします。</p> |
| 瀬長推進委員  | <p>それでは、令和 6 年 1 月 16 日に行いました現地調査の結果について報告します。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

|         |                                                                                                                                                     |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | <p>整理番号 1 番から 3 番について、申請地及び経営地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。以上です。</p>                                                                                  |
| 会長職務代理者 | <p>事務局の説明と農地利用最適化推進委員の報告が終わりました。</p> <p>議案第 13 号については 1 件ずつ審議します。</p> <p>初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。</p> <p>(8 番委員挙手)</p> |
| 会長職務代理者 | <p>金城委員、お願いします。</p>                                                                                                                                 |
| 8 番委員   | <p>ちょっと教えてください。権利の種類があるじゃないですか。1 から 3 番まであるんですけども、これは使用賃借というのと、3 番の賃借権。使用賃借というのはどんな感じなの。</p>                                                        |
| 事務局     | <p>賃料が発生しない、無料で貸すという形になりますね。賃借権はちゃんと年間幾らであつたり月幾らという形で、地代を払って借りているという形になります。</p>                                                                     |
| 8 番委員   | <p>賃借を金を出して借りるという表現だけど、こんな表現ってあるの。じゃあ下の賃借権は金を出してやるの、3 番は。</p>                                                                                       |
| 事務局     | <p>そうです。3 番は払っています。</p>                                                                                                                             |
| 8 番委員   | <p>そういう表現。了解です。</p>                                                                                                                                 |
| 会長職務代理者 | <p>ほかに質疑のある方、いらっしゃいますか。</p> <p>それでは質疑なしと認めます。これより採決します。</p> <p>整理番号 1 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>         |
| 会長職務代理者 | <p>異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可することに決定しました。</p>                                                                                                     |

次に、整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 2 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長職務代理者

異議なしとのことですので、整理番号 2 番については許可することに決定しました。

次に、整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 3 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。

会長職務代理者

異議なしとのことですので、整理番号 3 番については許可することに決定しました。

次に、議案第 14 号について審議します。議案第 14 号については、農業委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農業委員の報告もお願いしたいと思います。では、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案書の 24 ページをお開きください。

議案第 14 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、3 件ございました。申請内容につきましては記載のとおりとなっております。それでは、申請案件についてご説明いたします。

整理番号 1 番につきまして 25 ページからご確認ください。申請のあった土地は豊見城市字与根 211 の 4、転用目的は貸駐車場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 3 種農地と判断しております。

整理番号 2 番につきまして 29 ページからご確認ください。申請のあった土地は、豊見城市字饒波 251 の 6、251 の 1。転用目的は貸駐車場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 1 種農地と判断しております。

整理番号 3 番につきまして 33 ページからご確認ください。申請のあった土地は、豊見城市字与根 220 の 5、220 の 16。転用目的は貸駐車場。当該申請地は

|         |                                                                                                                                                                                                                              |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | <p>農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は3種農地と判断しております。</p> <p>申請に当たって、現地の調査結果については比嘉強委員からのご報告をお願いしたいと思います。</p>                                                                                                      |
| 4番委員    | <p>それでは、令和6年1月17日に行いました現地調査の結果について報告します。</p> <p>整理番号1番の申請地は、既に砂利敷で造成されておりましたので、違反転用案件として始末書を受領しております。現地の境界、周辺への被害防除等については特に問題ないと考えられます。</p> <p>整理番号2番と3番の申請地は、現場は遊休状態となっております。現地の境界、周辺への被害防除等については特に問題ないと考えられます。説明は以上です。</p> |
| 会長職務代理者 | <p>事務局及び農業委員の説明が終わりました。議案第14号については1件ずつ審議します。</p> <p>初めに、整理番号1番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。</p> <p>(8番委員挙手)</p>                                                                                                  |
| 会長職務代理者 | <p>金城委員、お願いします。</p>                                                                                                                                                                                                          |
| 8番委員    | <p>1番の備考欄に始末書受領日とあるんですけども、これは許可前に転用したんですか。そういうこと？</p>                                                                                                                                                                        |
| 事務局     | <p>こちら、航空図写真を見ていただいて、米印のほうに今回赤枠内が筆内の申請地になっているんですけども、その他黄色枠の赤枠以外の面積に関しては、過去に転用が既に行われているというところになっております。ここに関して、過去に転用許可が行われているので、恐らく地主さんも間違えてその砂利敷でやってしまったと考えております。</p>                                                          |
| 8番委員    | <p>考えておりますじゃなくて、事実はどうだったの、そういう勘違いでやったということ？</p>                                                                                                                                                                              |
| 事務局     | <p>そうですね。</p>                                                                                                                                                                                                                |



|       |                                                                                                                                                                                                                  |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8 番委員 | でも、これはおかしいよね。あなたたち図面見ながら許可を与えるじゃない、実際。だからこんな大きい土地、211 の 4 で、本来黄色の部分で、赤の部分は違うでしょう。だから、本来色を塗るとき、最初の転用のときに、この赤い部分、そういう格好で転用するじゃない。そういう図面の見落としで全部やってしまったっていうのはちょっとおかしいのかなと思うんですけども、今回この赤い部分、前回やらないで今回やるという意味があるんですか。 |
| 事務局   | そうですね、ここに関してはこの黄色い枠とはまた別で 2 回取られております。                                                                                                                                                                           |
| 8 番委員 | じゃあ必要面積だったのかな。何でこれは何回かに分けてやるのか、その辺は聞いていますか。                                                                                                                                                                      |
| 事務局   | そこまでは求めてないですね。今回多分、この申請によって地目変更までするという目的で、結局この全筆を転用させないことには地目変更までは法務局のほうで手続きができないので。                                                                                                                             |
| 8 番委員 | これは許可条件に該当するんですよね。                                                                                                                                                                                               |
| 事務局   | そうですね。                                                                                                                                                                                                           |
| 8 番委員 | だから、必要面積だけを何回かに分けてやっているという理解でいいんですか。                                                                                                                                                                             |
| 事務局   | そうですね。                                                                                                                                                                                                           |
| 8 番委員 | 前回、始末書は添付していたんじゃない。なぜこれになったのかみたいな、始末書を添付したほうがいいですけどね、経緯が分からないので。出したら駄目なのか。個人情報。                                                                                                                                  |
| 事務局   | いや、そんなことはないです。                                                                                                                                                                                                   |
| 8 番委員 | だから経緯が分からないのに、つけたほうがいいと思いますよ。前回つけていなかったかな、始末書。何でそんな言うかという、今、現況調査が私はここだったんですよ。与根はもうひどいですね。レンタカーと駐車場、コンテナ、だからそれが違法なのかどうかというのは分からないんですけど、今回の調査の対象としては登記簿上の農地ですよ。だから、転用許可をもらったからと                                    |

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | <p>いって登記簿まで雑種地とかに変えなくてもいいんですよ。だから今回も、現況調査の対象になったわけですよ。そういう意味ですよ。</p>                                                                                                                                                                                                         |
| 事務局     | <p>そうですね。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 8 番委員   | <p>だからあれ、見てからがいいよ。私、違反じゃないかなと思うのがいっぱいあったんですよ。みんな調査して分かると思うんですが、特に与根はああいうふうにレンタカーとかバス、資材置場みたいな感じで全部砂利を敷き詰めてやっているのがいっぱいありました。だから、今回みたいに許可条件に合致するんだったらいいかなと思うんですけども、実際手を加えてしまって違法で、現況復旧するというのは非常に厳しいのかなというのがあるんですよ、せっかく借り上げてるから。だから、特に与根のこの地域というのは、今後ちょっと要注意かなというふうに感じています。</p> |
| 事務局     | <p>私たちもそう思っております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 8 番委員   | <p>だからこれ、後でやろうか。この現況調査をやった意味合いで、じゃあ次年度にどう引き継ぐかというか、今回指導しないとイケない部分もあるのかなというのをちょっと感じたんですが、もう狭い与根の、私は初めて狭い道まで行っただけですけど、全部そういう駐車場とか、そんな形で全部転用されていますよ。それがオーケーだったらいいんですけど、分かりました、以上です。</p>                                                                                         |
| 会長職務代理者 | <p>ほかに質疑ありますか。質疑なしと認めます。これより採決します。</p> <p>整理番号 1 番については、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>                                                                                                               |
| 会長職務代理者 | <p>異議なしとのことですので、整理番号 1 番については、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。</p> <p>次に、整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(8 番委員挙手)</p>                                                                                                         |
| 会長職務代理者 | <p>金城委員。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                 |

|         |                                                                                                                                                                                                                |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8 番委員   | この備考欄に不許可例外とあるじゃないですか。不許可例外は何かちょっと教えてください。要するに、これは許可条件としては集落が接続して 10 戸連たんがあるから許可という形になると思うんですけども、不許可例外というのはどういう意味ですか。                                                                                          |
| 事務局     | 1 種農地というのは原則不許可の農地になっています。不許可なんですけれども、下の例外許可というところで 10 戸連たん。                                                                                                                                                   |
| 8 番委員   | 1 種農地でも 10 戸連たんであればオーケー。                                                                                                                                                                                       |
| 事務局     | はい。                                                                                                                                                                                                            |
| 会長職務代理者 | ほかにございませんか。質疑なしと認めます。これより採決します。<br>整理番号 2 番については、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。                                                                                                     |
|         | (異議なし)                                                                                                                                                                                                         |
| 会長職務代理者 | 異議なしとのことですので、整理番号 2 番については、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。<br>次に、整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。<br>質疑なしと認めます。これより採決します。<br>整理番号 3 番については、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。 |
|         | (異議なし)                                                                                                                                                                                                         |
| 会長職務代理者 | 異議なしとのことですので、整理番号 3 番については、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。<br>次に、議案第 15 号について審議します。議案第 15 号については農業委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農業委員の報告もお願いしたいと思います。<br>では、事務局の説明をお願いします。                                            |

事務局

それでは、議案書の 38 ページをご確認ください。

議案第 15 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、4 件ございました。申請内容につきましては記載のとおりとなっております。それでは申請案件についてご説明いたします。

整理番号 1 番につきまして、39 ページからご確認ください。

申請のあった土地は、豊見城市字瀬長 61 の 2、62 の 7。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 3 種農地と判断しております。

整理番号 2 番につきまして、43 ページからご確認ください。

申請のあった土地は、豊見城市字与根 495 の 4。転用目的は貸駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 1 種農地と判断しております。

整理番号 3 番につきまして、47 ページからご確認ください。

申請のあった土地は、豊見城市字与根 211 の 9。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 3 種農地と判断しております。

整理番号 4 番につきまして、51 ページからご確認ください。

申請のあった土地は、豊見城市字名嘉地 288 の 1。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 3 種農地と判断しております。

申請に当たって、現地の調査結果については比嘉強委員からご報告をお願いいたします。

4 番委員

それでは、令和 6 年 1 月 17 に行いました現地調査の結果について報告します。

整理番号 1 から 4 番の申請地は、現場は遊休状態となっております。現地の境界、周辺への被害防除等については特に問題ないと考えられます。

整理番号 3 番の申請地は、一部コンクリートで造成がありましたので、違反転用案件として始末書を受領しています。

説明は以上です。

会長職務代理者

事務局の説明と農業委員の報告が終わりました。

議案第 15 号については 1 件ずつ審議します。

初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可

|         |                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | <p>相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>                                                                                                                                                                                          |
| 会長職務代理者 | <p>異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。</p> <p>次に、整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決します。</p> <p>整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 会長職務代理者 | <p>異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。</p> <p>次に、整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。</p> <p>(5 番委員挙手)</p>                                                                                                       |
| 会長職務代理者 | <p>金城朝之委員、お願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                       |
| 5 番委員   | <p>この 3 番については、先ほど説明で始末書の受理がありましたよね。これは備考にはそういうのは書かれていない。</p>                                                                                                                                                                               |
| 事務局     | <p>これは議案書を送付後の、本日始末書をいただいたので、口頭での説明ですみません。</p>                                                                                                                                                                                              |
| 会長職務代理者 | <p>ほかにございますか。それでは質疑なしと認めます。これより採決します。</p> <p>整理番号 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>                                                                                                        |
| 会長職務代理者 | <p>異議なしとのことですので、整理番号 3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達</p>                                                                                                                                                                                                |

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | <p>することに決定しました。</p> <p>続いて、整理番号 4 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決します。</p> <p>整理番号 4 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>                                                                                                                                                           |
| 会長職務代理者 | <p>異議なしとのことですので、整理番号 4 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。</p> <p>休憩します。</p> <p>休憩 午後 1 時 58 分<br/>再開 午後 1 時 59 分</p>                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 会長職務代理者 | <p>再開します。</p> <p>協議に移ります。協議第 3 号について審議します。</p> <p>事務局の説明からお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 事務局     | <p>協議第 3 号については、農林水産課に説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 農林水産課   | <p>説明いたします。今回、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の申請が 1 件ありましたので、説明いたします。資料は 55 ページから 58 ページになります。</p> <p>57 ページをお願いします。貸し手、借り手はご覧のとおりになります。利用権を設定する農地の地番は、字饒波 1032 番地 1、205 m<sup>2</sup>と饒波 1032 の 2、1,000 m<sup>2</sup>。設定する利用権は賃借権で、存続期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日となっております。1 月 16 日火曜日に公益社団法人沖縄県農業振興公社及び農地利用最適化推進委員の金城委員とともに本人面談を行い、意向を確認し、賃借について了承を得ましたので委員の意見を求めます。説明は以上です。</p> |
| 会長職務代理者 | <p>協議第 3 号について説明が終わりました。</p> <p>協議第 3 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

|         |                                                                                                                                                                     |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | (8 番委員挙手)                                                                                                                                                           |
| 会長職務代理者 | 金城委員、お願いします。                                                                                                                                                        |
| 8 番委員   | ちょっと教えてください。この貸し手のほうに農業振興公社、つまり中間管理機構なんですよ。貸し手となっているんですけども、実際農家から農地を借入れしているからここは振興公社になるんですか。そういうこと？                                                                 |
| 事務局     | はい、そうです。                                                                                                                                                            |
| 8 番委員   | オーケー。                                                                                                                                                               |
| 会長職務代理者 | ほかに質疑ありますか。質疑なしと認めます。これより採決します。<br>協議第 3 号については、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんか。                                                                                   |
|         | (異議なし)                                                                                                                                                              |
| 会長職務代理者 | 異議なしとのことですので、協議第 3 号については豊見城市長に対して適正であると回答することに決定しました。<br>以上をもちまして本日提案の議事日程は全て終了いたしました。委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議をいただき、ありがとうございました。<br>これで本日の農業委員会総会を終わります。 |
|         | 令和 6 年 1 月 26 日 (金)<br>午後 2 時 02 分終了                                                                                                                                |

議事録署名委員

議長

瀬長 澄子

3 番委員

比嘉 友明

4 番委員

比嘉 強